

秋田県告示第六百九号
 秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年秋田県条例第七十五号）第十条の規定により、平成十六年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。
 平成十七年七月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
 三百四十七件（うち、内容の変更の協議件数 三十二件）
- 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
 三百四十七件
- 三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
 三百四十七件
- 四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量			合計（トン）
	最終処分	中間処理	再生利用	
燃え殻	〇	一、二六	〇	一、二六
汚泥	二、九七〇	四、一三四	〇	七、一〇四
廃油	〇	九、九三二	二七七	一〇、二〇九
廃酸	〇	五、九二九	〇	五、九二九
廃アルカリ	〇	八、九七九	〇	八、九七九
廃プラスチック類	二、一四八	六、三五六	二四、四一七	三二、九二一
紙くず	二〇三	一、〇一二	〇	一、二一五
木くず	四〇六	一、〇九三	三七	一、五三六
動植物性残さ	〇	四、四六五	〇	四、四六五
金属くず	〇	一、四四七	三八五	一、八三二
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	〇	二、二二一	〇	二、二二一
鉋さい	〇	〇	〇	〇
がれき類	〇	四、四	〇	四、四
ばいじん	〇	七、五	〇	七、五
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類を含む。）	二、三六三	一、七七九	〇	四、一四二
合計	八、〇九〇	四一、一七八	二五、一二六	七四、三九四

五 環境保全協力金の納入額
 千三百五十一万三千七百円

六 環境保全協力金の使途
 環境監視車の導入、不法投棄の監視及び指導体制の強化その他の産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。